

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和5年9月14日(2023.9.14)

【公開番号】特開2022-183166(P2022-183166A)

【公開日】令和4年12月8日(2022.12.8)

【年通号数】公開公報(特許)2022-226

【出願番号】特願2022-149736(P2022-149736)

【国際特許分類】

H 05 B 3/20(2006.01)

10

H 05 B 3/86(2006.01)

B 60 J 1/00(2006.01)

B 60 J 1/20(2006.01)

C 03 C 27/12(2006.01)

【F I】

H 05 B 3/20 3 5 5 B

H 05 B 3/86

B 60 J 1/00 H

B 60 J 1/20 C

C 03 C 27/12 M

20

【手続補正書】

【提出日】令和5年9月1日(2023.9.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

30

光の照射及び／又は受光を行うことで車外からの情報を取得する情報取得装置が配置可能な自動車のウインドシールドであって、

前記情報取得装置と対向し前記光が通過する情報取得領域を有するガラス板と、

前記ガラス板に設けられ、車外からの視野を遮蔽する遮蔽層と、

一対のバスバー部及び複数の加熱線を有し、前記情報取得領域を加熱する情報取得領域加熱部と、

を備え、

前記遮蔽層は、前記ガラス板の端辺に沿って延びる帯状領域を含み、

前記情報取得領域は、前記帯状領域の面方向内側に隣接して配置され、

前記情報取得領域加熱部の両バスバー部は、視野方向において、前記帯状領域に含まれるように並んで配置され、

前記情報取得領域加熱部の各加熱線の線幅は、5 μm以上15 μm以下であり、

前記情報取得領域加熱部の各加熱線は、前記両バスバー部に並列に接続され、一方のバスバー部から面方向内側に延びて前記情報取得領域上を通過し、折り返されて他方のバスバー部の方に延びる、

ウインドシールド。

【請求項2】

前記情報取得領域の外縁の少なくとも一部が、前記遮蔽層に囲まれていない、

請求項1記載のウインドシールド。

【請求項3】

40

50

前記情報取得領域の外縁は、前記遮蔽層に囲まれていない、
請求項 1 記載のウインドシールド。

【請求項 4】

前記複数の加熱線において、より面方向内側に延びる加熱線ほど断面積が大きくなっている、

請求項 1 から 3 のいずれかに記載のウインドシールド。

【請求項 5】

前記複数の加熱線のうち少なくともいずれかの隣接する加熱線はそれぞれ、互いに並行に延びる部分を有し、

前記互いに隣接する加熱線の並行に延びる部分はそれぞれ、波状に形成されている、

請求項 1 から 4 のいずれかに記載のウインドシールド。

【請求項 6】

前記隣接する加熱線の並行に延びる部分の波状のパターンは、互いにずれている、

請求項 5 に記載のウインドシールド。

【請求項 7】

前記情報取得領域には、防曇膜が取り付けられている、

請求項 1 から 6 のいずれか 1 項に記載のウインドシールド。

【請求項 8】

前記複数の加熱線は、銅により形成されている、

請求項 1 から 7 のいずれか 1 項に記載のウインドシールド。

【請求項 9】

1 又は複数の加熱線を有し、前記情報取得領域以外の領域を加熱する他領域加熱部を更に備える、

請求項 1 から 8 のいずれか 1 項に記載のウインドシールド。

【請求項 10】

前記情報取得領域加熱部の単位面積当たりの発熱量と前記他領域加熱部の単位面積当たりの発熱量とは相違している、

請求項 9 に記載のウインドシールド。

【請求項 11】

前記情報取得領域加熱部の各加熱線の断面積は、前記他領域加熱部の加熱線よりも大きくなっている、

請求項 10 に記載のウインドシールド。

【請求項 12】

前記情報取得領域加熱部の各加熱線の断面積は、前記他領域加熱部の加熱線よりも小さくなっている、

請求項 10 に記載のウインドシールド。

10

20

30

40

50